

**横浜アリーナ  
サブアリーナ  
市民ご利用案内**

**株式会社横浜アリーナ**

さまざまなビッグイベントで話題の横浜アリーナでは、メインアリーナの付帯施設である「サブアリーナ」を横浜市在住または在勤・在学の皆様にお気軽にご利用いただけるよう、各種スポーツでのご利用を受け付けております。

## 「サブアリーナ」とは

冷暖房完備の1,000㎡の体育館で、フットサル・バスケットボール・バレーボール・卓球・テニス等、各種スポーツでのご利用が可能です。



### ●サブアリーナスペック

■面積：1,036㎡      ■縦： 22m  
■横： 34m            ■天井高： 7m

### ●サブアリーナ利用時間帯・利用料金

利用時間帯：9時～23時 利用料金：3時間：21,000円（消費税等1,000円を含む）

- ①利用料金には、サブアリーナの備品、空調、常設照明の利用料金を含みます。
- ②利用料金は2010年5月現在のものです。料金・内容等は予告なく変更する場合がございます。

### ●申込受付時間

平日 9:00～17:30（祝日および年末年始は除く）

### ●お問い合わせ先

株式会社横浜アリーナ／TEL：045-474-4000 FAX：045-474-4040

E-mail：sales@yokohama-arena.co.jp

URL：http://www.yokohama-arena.co.jp/

# 横浜アリーナ サブアリーナ 利用規則

## 1. 利用の条件

- (1) 横浜アリーナ内のサブアリーナ利用者（以下、利用者といえます）は、この「サブアリーナ利用規則」を遵守していただきます。
- (2) 利用者は、サブアリーナの利用に関するすべての責任を負っていただきます。
- (3) 利用者は、利用内容が営利目的でなく、かつ横浜市内に在住または在勤・在学している個人もしくは同市内の団体に限定させていただきます。
- (4) サブアリーナの利用内容はスポーツに限らせていただきます。

## 2. 営業期間

原則として、毎年1月1日から12月31日とします。ただし、横浜アリーナ内のメインアリーナまたはセンテニアルホールの利用が予定されている期間は利用できません。

## 3. 利用時間

- (1) 原則として、9時から23時の中で、連続した3時間のご利用となります。
- (2) 準備・撤去を含め3時間のご利用となります。利用者は時間を厳守してください。

## 4. 利用料金および支払い方法

利用料金は3時間21,000円（消費税等込）となります。延長を希望される場合は、事前の申込時のみ1時間につき7,000円（消費税等込）で延長可能です。また、利用料金のお支払いは前納で、当社指定の銀行口座に請求書に定められた期日までにお振込み下さい。なお、振込手数料は利用者側でご負担いただきます。

## 5. 利用申込の受付

- (1) 利用申込の受付は、利用希望日の前月の第一水曜日からとさせていただきます。ただし、当該日が祝日・休日の場合は、翌日以降の最初の平日からといたします。
- (2) 利用申込の受付は、受付開始日に限り抽選とさせていただきます。ただし、受付開始時に利用希望者がいない場合は、以降利用希望日の前々日を期限として先着順で申込みを受け付けます。
- (3) 申込受付時間は、平日9時から17時30分（ただし、祝日・年末年始は除く）とさせていただきます。

## 6. 利用申込方法

- (1) 利用希望者は「サブアリーナ市民利用申込書」に必要事項を記入し、株式会社横浜アリーナ（以下、当社といえます）に提出していただきます。
  - ※①電話等による口頭の申込み、あるいは代行業者等による申込みには応じかねます。
  - ※②第9項を満たす利用内容であるか、サブアリーナ利用の趣旨等を確認させていただくため、「サブアリーナ市民利用申込書」を提出いただく前に当社にお越しいただく場合がございます。
- (2) 第1項(3)の利用条件を満たしていることを確認させていただくため、「サブアリーナ市民利用申込書」の住所記入欄には利用条件を満たす住所をご記入いただきます。
- (3) 当社は利用希望者の申込みに対し、「サブアリーナ市民利用申込承認書・請求書」をもって利用申込の承認をいたします。この承認を得た利用希望者は、当社が発行する「サブアリーナ市民利用申込承認書・請求書」に従い、請求書で定められた期日まで、利用料金をお支払いいただきます。
- (4) 利用料金のお支払いが請求書で定められた期日までに確認されない場合は、利用申込の承認を取消とさせていただきます。

## 7. 利用料金の不還付

次の場合は、既納の利用料金はキャンセル料として消費税相当額を含め全額不還付といたします。

- (1) 第10項の規定による利用内容の変更を当社が承認しないとき。
- (2) 第11項の規定により、利用の承認の取り消し、利用の中止、再利用の禁止、施設の閉鎖を当社が命じたとき。ただし、

新型インフルエンザ等により(株)横浜アリーナが自主的に施設の閉鎖を判断した場合に限り、消費税相当額を含む未使用の使用料金については還付することとします。

## 8. 利用のキャンセルに伴う利用料金の取扱い

利用希望者の都合により、サブアリーナの利用をキャンセルする場合は、利用料金について次のとおりとさせていただきます。

- (1) 利用希望日の10日前までにキャンセルの申出があった場合は、利用料金の半額をキャンセル料金としてお支払いいただきます。
- (2) 利用希望日の10日前以降にキャンセルの申出があった場合は、利用料金の全額をキャンセル料金としてお支払いいただきます。
- (3) キャンセルの場合であっても消費税相当額を含めた代金をお支払いいただきます。なお、キャンセル料金は消費税法上、不課税取引となります。

## 9. 遅延損害金

(株)横浜アリーナに対して、使用料金等のお支払いが所定の期日より遅れた場合には、当該金額に対し、支払期日の翌日から支払完了に至るまで、年10.0%（年365日の日割）の割合で計算された遅延損害金をいただきます。

## 10. 利用の承認基準

次の場合は、当社は利用を承認いたしません。

- (1) 利用内容が法令もしくは公序良俗に反するか、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 喧騒が予想され、場内外の秩序を乱し、事故のおそれがあると認められるとき。
- (3) 建物または付帯施設・設備・備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団体、または事業内容が明確でない団体、もしくはその関係者が利用するとき。
- (5) 「サブアリーナ市民利用申込書」の記載内容に虚偽があるとき。
- (6) 第2項のメインアリーナまたはセンテニアルホールの利用が予定されている期間であるとき。
- (7) 利用者またはその家族が新型インフルエンザおよびエボラ出血熱等の感染症（以下「新型インフルエンザ等（以下同じ）」という。）に感染していることが明らかな場合または新型インフルエンザ等が発症している海外に渡航し発熱等の症状があり、かつ、新型インフルエンザ等に感染している疑いが認められるとき。
- (8) その他、当社が不相当であると認めたとき。

## 11. 利用内容の変更

「サブアリーナ市民利用申込書」の提出後に、利用申込書に記載されている利用内容が変更になった場合は、所定の用紙をもって当社に変更を届け出て承認を得ていただきます。

## 12. 承認の取消・利用の中止・再利用の禁止、施設の閉鎖

次の場合は、当社は、利用の承認の取消、利用の中止の催告、または再利用を禁止することがあります。

- (1) 「サブアリーナ市民利用申込書」に虚偽の記載事項があったとき。
- (2) 当社が承認した利用内容を無断で変更したとき。
- (3) 請求書で定められた期日までに、所定の利用料金のお支払いがないとき。
- (4) 第9項各号に該当する行為または行事があるか、もしくは予想されるとき。
- (5) 新型インフルエンザ等が国内で発生した場合は、施設を閉鎖する場合があります。施設の閉鎖は、行政による自粛要請、閉鎖勧告および閉鎖命令があった場合、または首都圏の類似施設等の動向を見極めつつ、自主的に(株)横浜アリーナが閉鎖すべきと判断した場合に実施することとします。
- (6) その他「サブアリーナ利用規則」に違反し、または当社の指示に従わないとき。

### 13. 利用上の禁止行為

利用者は次の行為を行ったり、行わせてはいけません。

- (1) 場内への危険物および火気の持ち込み。
- (2) 指定場所以外での喫煙。
- (3) 指定場所以外での飲食。
- (4) サブアリーナ内への土足および下駄・木製サンダル等のすべりやすく、床を損傷するおそれのある履物での入場。  
(室内用のスポーツシューズを履くこと。)
- (5) 著しく酒気を帯びていると認められる状態での入場。
- (6) 場内外での旗・のぼりの掲揚、看板等の設置、貼紙ならびに釘打ち。
- (7) 場内へのペット等動物の持ち込み。
- (8) ボールを壁に当てる行為。
- (9) その他当社が不相当と認めた行為。

### 14. 原状回復の義務と利用者の損害賠償責任

- (1) 利用者は、利用終了後には、必ず施設・設備を原状に回復してください。当社の原状回復の確認・点検終了をもって利用終了とさせていただきます。また、第11項の規定により、当社からの勧告により利用を中止したときも同様といたします。
- (2) 利用者、来場者が、サブアリーナもしくは付帯施設・設備・備品等を汚損または滅失したときは、利用者は、ただちに当社に報告し、当社の立ち会いのもと、その状況を確認してください。なお、これにより生じた損害は、利用者から当社に対して賠償していただきます。

### 15. 利用権の譲渡・転貸の禁止

理由の如何に関わらず、利用者が利用の権利を第三者に譲渡あるいは転貸することは認めません。

### 16. 横浜アリーナの免責および損害賠償責任

- (1) 第9項の規定により利用の承認が取り消された場合、利用の中止を命じられた場合、再利用の禁止を命じられた場合および施設の閉鎖を命じられた場合、あるいは第10項の規定により利用内容の変更が承認されない場合において、利用者がこれにより損害を受けても、当社はその損害を賠償する責任を負いません。
- (2) 天災地変等の不可抗力により、サブアリーナもしくは付帯施設・設備・備品等が損壊し、利用予定日の利用が不可能となる事態が生じた場合、利用者がこれにより損害を受けても、当社はその損害を賠償する責任を負いません。
- (3) 火災、停電、盗難その他の事故で利用者、来場者等に事故が生じた場合、当社は故意または重大な過失がないかぎり、その損害を賠償する責任を負いません。
- (4) 当社では、利用者の運動中の怪我に関する保険には加入していません。個人または団体でスポーツ保険に加入していただくことをお勧めしています。

### 17. 附則

本「サブアリーナ利用規則」は予告なく改訂される場合があります。

※第9項は2011年4月1日から適用となります。

## サブアリーナの設備・備品等

| 項 目               | 数    | 料 金 | サブアリーナ以外での使用料金 |
|-------------------|------|-----|----------------|
| 空調（冷暖房を含む）        | —    | 無 料 | —              |
| フットサルゴール（ボール有）    | 1セット | 無 料 | 1セット/1日 別途見積   |
| バレーボール用具（ボール有）    | 2セット | 無 料 | 1セット/1日 別途見積   |
| テニス用具             | 1セット | 無 料 | 1セット/1日 別途見積   |
| バスケットボールゴール（ボール有） | 1セット | 無 料 | 1セット/1日 別途見積   |
| 卓球台（ラケット・ボール有）    | 2セット | 無 料 | 1セット/1日 別途見積   |
| 得点板               | 1台   | 無 料 | 1台/1日 別途見積     |
| 防球ネット             | —    | 無 料 | —              |
| 大型キャスターミラー        | 1台   | 無 料 | 1台/1日 別途見積     |
| 電動式空気入れ           | 1台   | 無 料 | 1台/1日 別途見積     |
| 審判台               | 1台   | 無 料 | 1台/1日 別途見積     |
| ソフトバレー用ボール        | 6個   | 無 料 | 6個1セット/1日 別途見積 |

① 設備・備品使用料金・備品・利用内容等については予告なく変更する場合があります。

② 本「横浜アリーナサブアリーナ市民ご利用案内」は2010年12月現在のものです。



横浜アリーナオリジナルキャラクター

ヨコアrikun



株式会社横浜アリーナは「チャレンジ25」キャンペーンに参加・応援しています。

[お問い合わせ先]

**株式会社横浜アリーナ**

〒222-0033 横浜市港北区新横浜3丁目10番地



TEL 045-474-4000 / FAX 045-474-4040

URL <http://www.yokohama-arena.co.jp/>

携帯版 <http://www.yokohama-arena.co.jp/ll>